

令和 8 年 9 月 7 日・情報法制研究会第 1 回 AI 分科会
湯浅塾道先生ご報告「選挙と AI」に対するコメント

岩隈 道洋
中央大学国際情報学部 教授

1. 公職選挙をめぐる ICT・AI の利活用をめぐる動向と議論の沿革

・2002 岡山県新見市議選で初の電子投票（タッチパネル式）導入→2004 年岐阜県可児市議選でサーバトラブルの結果、最終的に選挙無効¹となり²、その後もいくつかの自治体で電子投票機器トラブルも見られ、電子投票システムの利用は低調ではある。しかし、法律上地方選挙では現在も可能であり、高齢者・障害者対応および選管事務合理化の観点から使用する自治体もある。当初は上記のような機器やネットワークトラブルの懸念に加え、有権者と投票の真正性確保の問題が議論された。また、政治学の観点からの動向研究も見られる³。

・その後は、インターネット投票を実施する諸外国の動向の研究紹介が、湯浅教授の業績を中心になされている⁴。また、2013 年公職選挙法改正でインターネットを用いた選挙運動が解禁された⁵。

・湯浅報告において採り上げられた、令和 8 年公職選挙法・情報通信プラットフォーム対処法改正⁶は、2019 年参議院通常選挙を皮切りに、2024 年兵庫県知事選・東京都知事選・衆議院総選挙におけるソーシャルメディア（SNS・YouTube 等）の影響に鑑み、前年令和 7 年公職選挙法改正時に改正法附則 3 項において継続的な立法対応が定められていた点につき、具体化したものといえる。

・民主的意思決定の手段としての選挙に対する AI の影響の理論的な考察については、以下の文献が参考になる。

湯浅塾道「AI ネットワークと政治参加・政策決定」福田・林・成原編著『AI がつなげる社会 AI ネットワーク時代の法・政策』弘文堂(2017)298-317 頁

水谷瑛嗣郎「AI と民主主義」山本龍彦編著『AI と憲法』日本経済新聞出版社(2018)285-324 頁

工藤郁子「AI と選挙制度」山本龍彦編著『AI と憲法』日本経済新聞出版社(2018)325-348 頁

小向太郎『プラットフォームに正義を託せるか-「コンテンツ・モデレーション」の最前線』日本経済新聞出版(2026)

¹ 最高裁第二小法廷決定平成 17 年 7 月 8 日・判例地方自治 276 号 35 頁

² 湯浅塾道「ネットワークと法を中心課題（2 1）電子投票の諸問題」判例タイムズ 56(7)通号 1169 号 118-124 頁 (2004)

³ 岩崎正洋『e デモクラシーと電子投票』日本経済評論社(2009)など

⁴ 湯浅塾道「各国の電子投票制度」九州国際大学法学論集 14 巻 3 号 21-89 頁(2008), 湯浅塾道「アメリカの電子投票におけるガイドラインの改定：任意的投票システムガイドライン 2.0」選挙 73 巻 6 号 7-18 頁(2020), 牟田学「エストニアのインターネット投票の現状と可能性」行政&情報システム 54 巻 3 号 84-87 頁(2018)など。

⁵ 公職選挙法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 10 号), 湯浅塾道「インターネット選挙運動の解禁と公職選挙法」情報ネットワーク・ローレビュー 13 巻 2 号 57-72 頁(2014)

⁶ 公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する 権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 58 号）また、これにより改正される法律を以下、改正公職選挙法（令和 9 年施行予定）と記す。

2, AI 選挙をめぐる視点

・湯浅報告では、2 章表 1 において、ステイクホルダーと選挙プロセスを軸とした活用可能性の分類を行っており、網羅的な問題把握のツールとして、また実務的な準備のための指針として重要である。

- ・令和 8 年公職選挙法改正のポイントは湯浅報告に尽くされているが、補助線を引くならば、
 - 電子メール選挙運動特有の規制が撤廃され、Web サイト等インターネットを用いた手段による文書図画の頒布に係る規制に統一された点⁷
 - ⇒従前からあったインターネット技術を用いた選挙手法につき、過度に規制対象を分類したことによる弊害を改めたもの。

- インターネット等を利用する方法により人工知能関連技術を利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務を課した点⁸
 - ⇒生成 AI を用いたフェイク画像等のもたらす弊害への対処として、AI を利用した「画像等」に何らかの表示を義務付けたもの。
 - ⇒AI と選挙に関する本邦では初めての法規制となる。

<課題>

- ⇒実効性をどう担保するかは未知数だが、「選挙用の顕著な表示」がある程度は有効か。
- ⇒選挙ポスターのような、掲示場所や公印による真正性の提示は難しそう。
- ⇒悪意あるフェイク画像等は、この表示義務にかかわらず期間中に流通することはあり得る。
- ⇒表示義務をはじめから破る悪意あるフェイク画像等の発信者の特定は難しいと考えられる。

- ・公職選挙法と同時に法改正が行われた情報流通プラットフォーム対処法⁹改正のポイントについては、
 - 大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置を定めた点

- ⇒総務大臣が指定した大規模プラットフォーマーを利用した「法令に違反する情報の流通、虚偽の情報の流通、事実をゆがめた情報の流通その他の選挙の公正を害するおそれのある情報の流通」による選挙への悪影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならないと規定している。

<課題>

- ⇒プラットフォームの仕組みの特性にもよるが、情報拡散の量や指向性の調整、投稿コンテンツのチェックなど、誹謗中傷・プライバシー侵害・著作権侵害等の対策として既に実装されている手法による対処を応用することは可能であろう。
- ⇒しかし、プラットフォームの基本的な仕組みに手を入れなければ解決しない問題や、プラットフォーマーの持つ個別プラットフォームの基本的価値や方向性（あるいは核心的なマネタイズの仕組み？）に反する措置には踏み込んでもらえなさそうではある。

⁷ 改正公職選挙法（令和 9 年施行予定）第 142 条の 4・第 142 条の 5 第 2 項

⁸ 改正公職選挙法（令和 9 年施行予定）第 142 条の 5

⁹ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）のことを指す。